

3

隊長	將校	准士下士官
----	----	-------

極秘

外施設規定

一 総則

本規定ハ昭和十七年七月仁集參密才ニ九四號營外施設擴充要綱ニ基キ營外施設ノ建設經營利用監督等師團ニ於テ實施スベキ事項ニ關シ其要領ヲ定ムルモノトス

營外施設ニ關スル建築、物件、備付飲食品ノ補給又ハ拂下從業員ノ雇傭ノ施設内ノ取締等ニ關シ本規定ニ定メサル事項ハ陸軍營繕事務規程、野戰酒保規定ニ其他各關係法規ノ定ムル所ニ據ルモノトス

本規定ニ於テ營外施設ト稱スルハ營外酒保特殊慰安所、偕行社及其他ノ地方団体等ノ篤志ニ依リ開設シタル軍人慰安施設ヲ謂フモノトス

本條營外施設ハ本規程ニ於テ特ニ定メタル場合ヲ除ク外

1858

当該駐屯地ニ於ケル高級先任、部隊長（以下管理部隊長ト稱ス）管理シ、経営又ハ指導並監督ニ任スルモノトス

二部隊以下同一地ニ駐屯スル場合ニ於テハ前項ノ管理部隊長ハ各関係部隊ヨリ委員ヲ差出サシメ委員制度ノ下ニ之ヲ管理セシムルコトヲ得ルモノトス

中四條 各地区警備隊長ハ当該警備地域ニ於ケル營外施設ヲ統轄シ各駐屯地ノ実情ニ即應スル所要ノ施設ヲ擴充整備シテ之カ均霑ヲ圖リ且經營利用並監督等ニ關シ良金ヲ保持セシムルモノトス

中五條 營外施設ハ下級將校下士官兵ニ対スルモノニハ特ニ重点ヲ置キ施設スルモノトス

中六條 營外施設ハ下士官兵用ト將校准士官用トハ區別シテ之ヲ施設共用セシメサルモノトス

但シ本規定ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此ノ限ニアラス
カ七條 營外施設ハ總テ各部隊共用トシ自隊専用ノ施設等ハ一切
之ヲ設クルヲ得サルモノトス

カ八條 各部隊等當該駐屯地ニ營外施設ヲ同設セントスルトキハ
施設ノ要領經營ノ方法其他必要ノ事項ヲ具シ順序ヲ經

テ之ヲ師團長ニ具申スルモノトス

カ九條 營外施設ノ建設ニ関スル業務ハ經理部長之ヲ担任スルモ、
トシ營外施設ニ対スル物件ノ備付飲食品ノ補給又ハ拂

下要員ノ雇傭(官費支弁
者ニ限ル)等ハ各管理部隊長ニ於テ經理

部長ト協議ノ上實施スルモノトス

カ十條 各地ニ警備隊長ハ毎年十二月末日ニ於ケル警備地域内各
地ニ於ケル營外施設ノ設置經營利用等ノ狀況ヲ師團長

ニ報告スルモノトス

二 營 外 酒 保

中三條大隊本部以上ノ本部又ハ司令部所在地並特ニ交通頻繁

ナル要地ニハ野戰酒保ヲ營外ニ設置シ休憩所(庭園)讀書設

設放送聴取演藝觀覽施設等(賣店)軍裝品生活必需品

等ヲ販賣スル施設)食堂等ヲ經營スルコトヲ得ルモノトス

中三條營外酒保ノ施設ハ専ラ下士官兵ニ利用セシムルヲ本旨トス 但シ

師團司令部所在地以外ニシテ借行社ノ施設ナキ地ニアリテ

ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ營外酒保ノ一部ニ区劃ヲ設ケテ

料理部ヲ併設シ下級將校等ニ爲簡易ナル会食又ハ宴会

等ニ利用セシムルコトヲ得ルモノトス

中三條師團司令部所在地ニ於ケル營外酒保ハ經理部長之ヲ管理

スルモノトス

中三條營外酒保業務ノ中營内酒保ニ準スル業務ハ其ノ管理スル部隊ノ

野戦酒保ノ一部トシテ経営スルモノトス 但シニ部隊以上

駐屯スル地ニ於ケル営外酒保ノ会計ハ別途ニ会計ヲ

設ケ損益收支ヲ明確ナラシムルモノトス

第五條 食堂賣店休憩所等ノ経営ハ夫々現地ノ実情ニ應ジ管理

部隊ノ直営トナシ或ハ部外者ヲ委託又ハ請負経営セシム

ルモノトス

第六條 営外酒保ニ対スル營繕備付物品及食品拂下等ニ関

スル事項ハ左記ニ依ルモノトシ品種数量價格等細部ハ

經理部長之ヲ定ムルモノトス

但シ級總新報営外酒保中料理部ニ対スル事項ハ階

行社ノ例ニ依ルモノトス

左記

中七條 各地區警備隊長ハ警備地域内各地營外酒保ノ賣品價格ヲ
 努メテ均衡ナラシムル如ク指導スルモノトス
 中八條 小駐心地又ハ交通避遠ノ駐心地ニアル營外酒保ニシテ委託

備付物品	官費恤兵金酒保金	椅子机類ハ官費 食器類ハ自井	全上
飲食物	有償補給	掛下	掛下
電灯灯火	官費	官費	自井
暖室燃料	官費	官費	自井
雇傭人	官費酒保資金	自井	自井
区分	自営ノ場所	請負經營ノ場合 一般營外酒保	料理部ヲ 併設ル部分
營繕	官費	官費	自井

又ハ請負經營ヤシムル場合經營困難ナルモノニアリテハ師
 団長ノ認可ヲ受ケ恤兵金又ハ酒保資金ヲ以テ補助
 金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトス前項ノ補助金ハ各地區警
 備隊長ニ於テ當該地區内各部隊ヨリ供出セシメ尙不足ス
 ル場合ハ師団長ニ具申スルモノトス

三 特殊慰安所

第十九條 中隊以上ノ駐屯地ニシテ該地ノ情況ニ依リ之ヲ必要トスル場
 合ニ於テハ衛生的且廉價ナル慰安ノ爲軍人軍属專
 用ノ特殊慰安所ヲ施設スルコトヲ得ルモノトス

第二〇條 特殊慰安所ハ部隊ニ於テ直營セズ委託經營セシムルモノトス

第二一條 特殊慰安所ノ建物ハ輕微ナル程度ニ於テ經理部長別途
 經費ヲ以テ之ヲ實施シ管理部長ヨリ受託經營者ニ無

償貸與スルモノトシテ後ノ保續ハ受托經營者ノ負担トス

第十三條 特殊慰安所ノ經營ニ必要ナル飲食用品等ハ野戰酒保品ヲ

掛下タルコトヲ得ルモノトシ其細部ハ團長之ヲ定ムルモノトス

第十四條 特殊慰安所ノ經營ニ必要ナル藥品防護用品等ハ官物ヲ交

付スルコトヲ得ルモノトシ其細部ハ軍醫部長之ヲ定ムルモノトス

第十五條 師團司令部所在地ニ於ケル特殊慰安所ノ管理經營等ニ就

テハ前條ニ依ル、外別ニ定ムル所ニ依ラントス

四 借 行 社

第十六條 借行社ハ將校ノ團結ヲ鞏固ニシ相互新睦ヲ醇マシ學術ノ研

究ヲ進トス其ニ其便宜ヲ圖ルヲ目的トシ當分ノ向師團司令

部所在地ニノミ附設スルモノトス

第十七條 借行社ニ附設スベキ事項ハ宿衛部隊慰安部食堂部酒保

部ノ四部トシ各部隊毎ニ所要ノ設備ヲ附帶スルモノトス

ホ三三條 宿泊部慰安部食堂部ニ於テ所要ノ飲食物類ハ酒保部

ヨリ之ヲ配給スルトシテ安リニ野戰酒保品ヲ流用セザルモノトス

ホ三六條

借行社ノ營繕ハ初度施設スアリテハ別途資金又ハ官

費ヲ以テ經理部長之ヲ實施スルモノトシテ後ノ維持

保續ハ各部隊毎ニ自費ヲ以テ處置スルモノトス但シ國

有財産ニ屬スル建造物ニシテ重要ナル維持營繕ハ官

費支拂トスルモノトス 前項ニ依リ寔費ヲ以テ施設シ

ル事項ハ將校集会所名義ヲ以テ國有財産トシテ整理スルモノトス

ホ三九條

借行社ニ於ケル備付物品燃料電料飲用水等ハ特將

校ノ集會等ニ必要ナル部分ニ限リ官物ヲ貸與シ又官費

支拂ヲ以テ現物ヲ支給スルコトヲ得ルモノトス

ホ四〇條

借行社ノ施設ハ理由ノ如何ヲ問ハズ軍部以外ノ者ニ利用

セシメザルモノトス

1866

第十三條 借行社ノ従業員ハ昭和十五年十二月一日ヲ軍別人ノ一〇八

號北支方面軍作戦地域内ニ設立セル借行社従業員ノ

壹ニ於ケル身分取扱ニ関スル内規ニ依ルモノトス

第十四條 前各條ノ外借行社宿泊部慰安部食堂部酒保部ノ管

理並經營等ニ関シテハ別ニ規定スル所ニ依ルモノトス

五 其ノ他

第十五條 部外団体又ハ個人等ニテ營利ヲ目的トスルコトナク慰安娯

樂施設ヲ設置シ軍人軍属ノ利用ニ提供スル場合ニテ

リテハ前各條ニ準シ備付物品ノ一部ヲ貸與シ又ハ伐需品

ヲ配給シ若クハ補助金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトス

第十六條 營外施設ニシテ部外ノモノヲ利用スル場合ニアリテハ前

各號ニ準シ所要ノ援助ヲ與フルコトヲ得ルモノトス